別記様式第五（第十五条関係）

被災市街地復興特別措置法第 15 条の規定による処分の明細

（一） 被災市街地復興特別措置法第 15 条第１項の規定により住宅が給付される場合

イ　従前の土地

所有権の登記の有無	土地の表示	所有者の住所及び氏名

ロ　換地処分後の住宅

表示の登記又は所有権の登記の有無	建物の表示	所有者の住所及び氏名	登記の順位番号

（二）　被災市街地復興特別措置法第 15 条第２項又は第３項の規定により住宅等が給付される場合

イ　従前の土地及び借地権

所有権又は借地権の登記の有無	土地の表示	土地についての存する権利の種別	権利者の住所及び氏名	特記

ロ　換地処分後の土地

表示の登記又は所有権若しくは借地権の登記の有無	土地の表示	権利者の住所及び氏名	権利の種別等	持分	登記の順位番号

ハ　換地処分後の住宅

（１） 住宅

表示の登記又は所有権の登記の有無	建物の表示	所有者の住所及び氏名	登記の順位番号

（２） 区分所有権の目的たる建築物の部分で住宅の用途に供するもの

表示の登記又は所有権の登記の有無	建物の表示		所有者の住所及び氏名	持分	登記の順位番号
	所在				
	一棟の建物の表示	区分した建物の表示			

備考

1　「土地の表示」欄には、その所在、地番、地目及び地積を登記簿に登記された表示により記載すること。

2　「所有者の住所及び氏名」及び「権利者の住所及び氏名」欄には、所有者又は権利者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3　「建物の表示」欄には、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積を記載すること。

4　「土地について存する権利の種別」欄には、従前の土地について存する所有権、地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。この場合において、既登記の借地権については、その登記簿に記載された順位番号を冠記すること。

5　「特記」欄には、同一人が有する複数の従前の土地又は借地権に対して複数の区分建物の専有部分を与える場合に、その専有部分の家屋番号を記載すること。

6　（二）のロの調書中「土地の表示」欄には、建物の存する土地が２筆以上で、各筆の共有者及びそれぞれの共有持分の割合が相互に同一であるときは、各筆の土地の表示を連記すること。

7　「権利の種別等」欄には、換地処分後の土地について取得する所有権、地上権及び賃借権についてその種別を記載すること。なお、取得する権利が施行者が設定する地上権又は賃借権である場合には、次に掲げる事項について記載すること。

（１）施行者が設定する地上権である場合

①　地上権設定の目的

②　存続期間、地代若しくはその支払時期を定めるときは、その定め

③　定期借地権として借地借家法第 22 条の定めを置くときは、その定め

（２）施行者が設定する賃借権である場合

①　借賃

②　建物所有の目的、存続期間若しくは借賃の支払時期を定めるときは、その定め

③　賃借権の移転若しくは賃借物の転貸を許すときは、その旨

④　定期借地権として借地借家法第 22 条の定めを置くときは、その定め

8　「持分」欄には、取得する権利が共有持分又は準共有持分である場合には、その持分を記載すること。

9　（二）については、住宅を与える場合と区分建物を与える場合とでそれぞれ別葉にすること。

10　（二）のハ（２）の調書は、建物一棟ごとに作成し、最下段に共用部分について記載すること。

11　「一棟の建物の表示」欄には、建物の全体の構造及び床面積を記載すること。

12　「区分した建物の表示」欄には、家屋番号並びに区分所有の部分の構造、種類、

床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を、敷地に関する権利については、その割合を記載すること。

13　共用部分の記載については、「区分した建物の表示」欄に共用部分の家屋番号、構造、種類及び床面積を記載すること。

14　電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜組み替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。